君津市地域防災計画

【震災編附編】

南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

【震災編附編　南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画】

目　次

南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画 ..... 震災編附編 1-1-1
第１　基本方針 ..... 震災編附編 1-1-1
第２　活動体制の確立 ..... 震災編附編 1-1-3

南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

第１　基本方針

南海トラフ地震については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）を中心に対応が定められている。

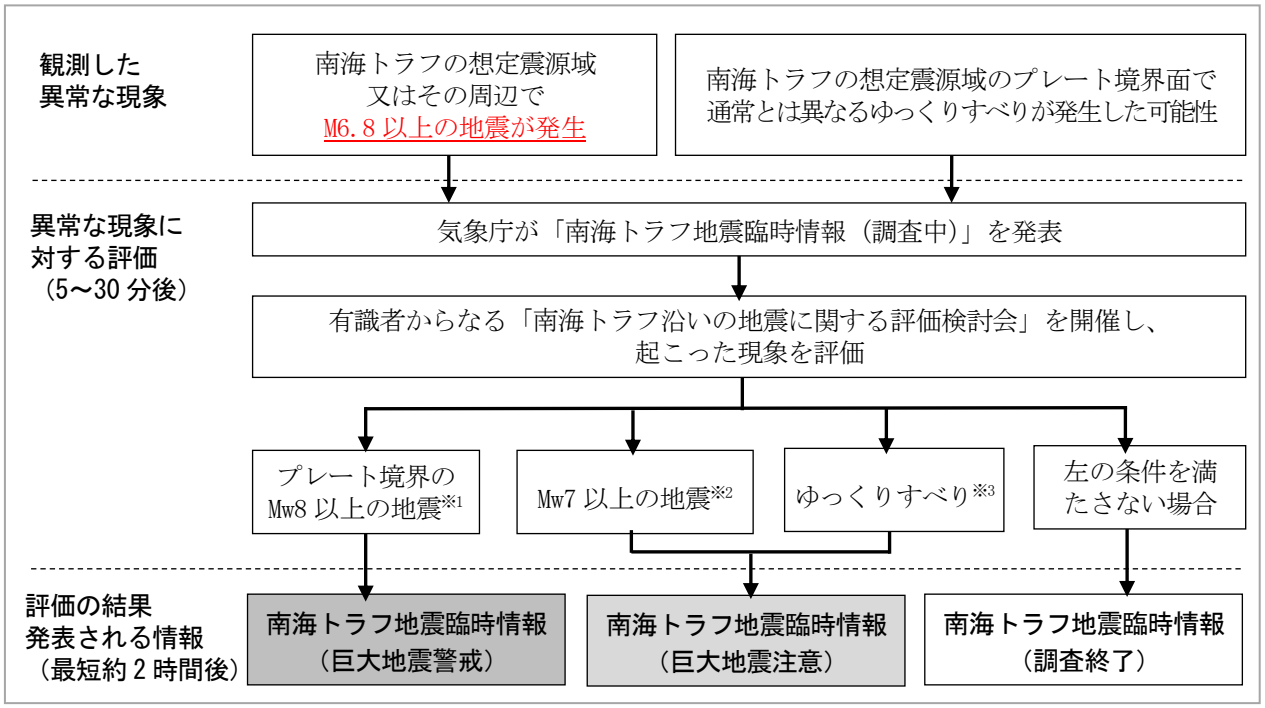
南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とした法律で、推進地域や特別強化地域に指定された場合に行わなければならない対策等を定めたものであるが、本市は、推進地域や特別強化地域には該当しない。

しかし、最大震度５強程度と予想されており、南海トラフ地震に関連する情報の発表により、社会的な混乱が発生することも懸念される。

そこで、社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応を定める。

なお、基本的な対応事項等、震災編本編の内容と重複する部分については、省略する。

■異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ



※１　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、Mw8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）。

※２　南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）。

※３　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）。

■南海トラフ地震関連情報の種類

情報名	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間
南海トラフ地震臨時情報	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※4が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	事象発生後 5～30分程度
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	事象発生後最短２時間程度
	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※5 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
南海トラフ地震関連解説情報	なし	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）	随時

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※３　太洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※４　南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では、数ヶ月から１年程度の間隔で、数日～１週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※５　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第２　活動体制の確立

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備え、南海トラフ地震臨時情報に応じて次の体制をとる。

なお、地震発生後の対応等、記載のない事項については、地域防災計画本編（地震編）に準じる。

１　活動体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは注意配備を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは第３配備（災害対策本部体制）をとるものとする。

■南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th>南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震警戒）</th><th colspan="2">南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震注意）</th></tr>
<tr><th>プレート境界における
モーメントＭ８以上の地震</th><th>監視領域内における
モーメントM7 以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後※1</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度
～1 週間</td><td>○日頃からの地震への備えを再確認する等。
○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。
○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。</td><td>○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難）。</td><td rowspan="3">○日頃からの地震への備えを再確認する等。</td></tr>
<tr><td>～２週間※2</td><td>〈巨大地震注意対応〉
○日頃からの地震への備えを再確認する等。</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>大規模地震
発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
</table>

※１　ゆっくりすべりの場合の「発生直後」は、検討が必要と認められたときから。

※２　「２週間」とは、巨大地震警戒対応機関（１週間）+巨大地震注意対応期間（１週間）

２　広報活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

周知に当たっては、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。